

外国籍の従業員の方へ 周知 をお願いいたします

日本年金機構・年金事務所から封書(封筒イメージ図)が届いた従業員の方は、国民年金保険料が未納になっている場合や、免除申請の手続きが済んでいない場合があります。

外国籍の従業員の方へご確認いただき、封書が届いている場合は、お近くの年金事務所へご案内をお願いします。

<封筒イメージ図>



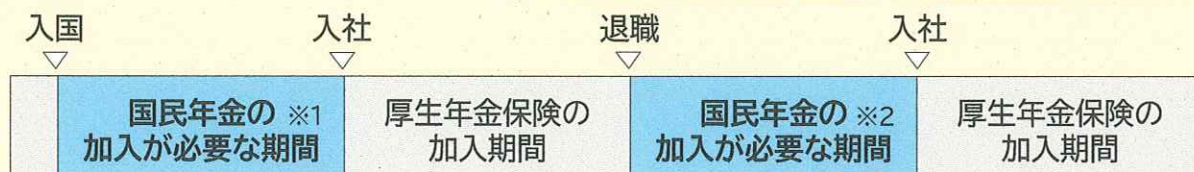
外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

国民年金は、国籍に関係なく、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が被保険者になります。外国籍の方が日本に入国した場合、「**入国から厚生年金保険加入までの期間**」(※1)や、「**退職により厚生年金保険の資格を喪失した後の期間**」(※2)が、未納になっている場合があります。

この期間についても、法律によって国民年金に加入し、**保険料を納付する義務**があります。

< 国民年金加入イメージ図 >

国民年金保険料の納付または免除申請が必要です！



経済的な理由により保険料を納めることができない場合は「**保険料の免除制度**」があり、原則として前年の所得を基準に審査しています。このため、**入国された最初の年については、免除基準に該当する可能性があります。**

保険料を未納のままにすると、**年金の受け取りや在留資格などの審査に影響**が出る場合があります。納付が困難な場合は、速やかに免除申請の手続きを行っていただくようお近くの年金事務所(国民年金課)をご案内願います。

■□■ 年金事務所以外のご相談窓口など ■□■

年金に関する説明やお知らせを「わかりやすい日本語」やさまざまな言語で読むことができるウェブサイトです。

【外国人向けサイト】

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



日本語以外の言語で**電話相談**できます。

ねんきん加入者
ダイヤル

0 5 7 0 - 0 0 3 - 0 0 4
050で始まる番号で電話する場合は 03-6630-2525

対応言語

・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語
・スペイン語・タガログ語・ベトナム語
・インドネシア語・タイ語・ネパール語
・ミャンマー語

【英語】

対応時間

月曜日 8:30~19:00
火曜日~金曜日 8:30~17:15
第2土曜日 9:30~16:00
【その他の言語】 月曜日~金曜日 8:30~17:15

こうてきねんきんせいど あんない 公的年金制度のご案内

こうてきねんきんせいど まいつき ほけんりょう おさ ろうれい しょうがい しぼう
公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といっ
た予測できないことがおきたときに、給付を受けることができる制度です。

にほん す さいいじょう さいみまん こうせいねんきんほけん さいみまん すべ
日本に住む 20歳以上60歳未満（厚生年金保険については70歳未満）の全ての
方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度（厚生年金保険または国民年金のどちら
か）に加入する義務があります※。

※あなたが働く事業所が、厚生年金保険の適用事業所の場合、あなたは厚生年金保険に加入することになります。

※日本と社会保障協定を結んでいる国から日本へ短期間派遣されたときなどは、日本の公的年金制度への加入が免除される
場合があります。

こくみんねんきん 国民年金のポイント

こうせいねんきんほけん はい
○厚生年金保険に入っていないければ、ご自身でお住まいの市区役所・町村役場にて
かにゅうてつぎ
加入手続をしなければなりません。

こくみんねんきん 国民年金は、

- 歳をとったとき
 - 病気やけがで重い障害が残ったとき
 - 働き手がなくなられたとき
- に備えます。

ろうれいねんきん しょうがいねんきん
老齢年金と障害年金はご自身に支払われ、遺族年金
はお子さん等に支払われます。
※年金を受給するためには要件を満たす必要があり
ます。

にほん はな
もし日本を離れるとき、
だったいちじきん
脱退一時金を受けとることができます。

ほけんりょう げつ いじょう しはら
保険料を6か月以上支払っていたなどの要件を満たす
外国人の方が日本を離れた場合、一時金を受けとる制
度があります。

※脱退一時金を請求するにあたっての注意事項があり
ます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

こくみんねんきんほけんりょう
国民年金保険料は、
まいつき えん
毎月17,920円※をお支払いください。

ほけんりょう まえばら こうざふりかえ しはら ばあい
保険料の前払いや口座振替によるお支払いの場合、
ほけんりょう わりびき しはらいほうほう
保険料が割引される支払方法があります。
※2026年度の1か月分の保険料額です。

こくみんねんきんほけんりょう しはら むすか
国民年金保険料の支払いが難しいとき、
しはら めんじょ せいど
支払いが免除される制度があります。

しょうとく すく ばあい しつぎょう ばあい ようけん み
所得が少ない場合や失業をした場合などの要件を満た
す場合、保険料免除制度（学生の方は学生納付特例
制度）があります。

こうせいねんきんほけん 厚生年金保険について

- 厚生年金保険の適用事業所で働く場合は、厚生年金保険に加入しなければいけません。
- 加入手続は事業所が行います。保険料は事業所が半分払い、あなたも半分払いますが、
きゅうりょう さ しひ じぎょうしよ くに おさ
給料から差し引かれ、事業所がまとめて国に納めます。
- 厚生年金も、老齢年金、障害年金、遺族年金と脱退一時金があります。

○年金について、わからないことがあれば、お住まいの市区町村役場、年金事務所またはねんきんダイヤルにお問い合わせください。

○年金制度について、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。（<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>）



記入例

国民年金被保険者関係届書（申出書）の記載例です。あなたが記入する部分は赤字の部分です。（日本語または英語（アルファベット表記）で記入してください。数字はアラビア数字で記入してください。なお、記入内容が不明の場合、日本語での記載をお願いする場合があります。

あなたが国民年金加入手続きをお住いの市区町村長、日本年金機構理事長へ届出を行う意思表示をする欄です。

「提出年月日」、提出日時点のあなたの氏名（住民基本台帳に登録されている氏名を記入してください。）を記入してください。届出をする方が本人であれば1に○をしてください。

①は、マイナンバー（個人番号）または基礎年金番号を記入してください。

②は、あなたの生年月日（西暦4ケタ）を記入してください。

③は、あなたの氏名を記入してください。

④はあなたの性別で該当等する数字を○で囲んでください。(1は男性、2は女性)

⑤は、あなたの住所の郵便番号、⑦に住所を記入してください。

⑥は、連絡の取れる電話番号を記載し、該当する番号に○をつけてください。(1は自宅、2は携帯、3は勤務先、4はその他)

⑧は、あなたの国籍を記入してください。

⑨は、通称名があれば住民基本台帳に登録されているあなたの通称を記入してください。

[illegible]

○海外から日本へ転入し、国民年金へ加入する場合は「⑩届書種類・番号」欄「1」に○、「⑪該当・申出年月日」欄に日本へ転入した日を記載、「⑫理由等」欄は「11」に○をしてください。（例：2020/8/1に日本で住民登録を行った。）

○厚生年金または共済組合の資格を喪失（退職）し、国民年金へ加入する場合は「⑩届書種類・番号」欄「1」に○、「⑪該当・申出年月日」欄に退職日の翌日を記載、「⑫理由等」欄は「3」に○をしてください。（例：2020/7/31に会社を退職した。）

○海外に転出する場合は、「⑩届書種類・番号」欄「4」に○、「⑪該当・申出年月日」欄に出国の翌日を記載、「⑫理由等」欄は「11」に○をしてください。(例：2020/9/29に出国した。)

【マイナンバー（個人番号）により届出する際の添付書類について】 届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。 お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。 なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る） ②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど ※上記以外の②身元（実存）確認書類の詳細は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤルへ」
050 で始まるお電話でおかけになる場合（東京）03-6630-2525（一般電話）

0570-003-004 (ナビダイヤル)

受付時間：月～金曜日 午前8：30～午後7：00 第2土曜日 午前9：30～午後4：00 ※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

1 国民年金などの公的年金の概要

- (1) 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。
- (2) 公的年金は社会全体で支えあう世代間扶養の仕組みで成り立っています。
- (3) 公的年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金もあります。
- (4) 国民年金では、受け取る年金額の一部を国が負担しています。
- (5) 公的年金で納めた保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。

2 月々の保険料

令和8年4月分から令和9年3月分の国民年金の月々の保険料は17,920円です。

保険料は、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で現金による納付のほか、口座振替、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付できます。

3 国民年金から支給される年金給付

- (1) 老齢基礎年金
国民年金の保険料を10年以上納めたなどの条件を満たした方に、原則65歳から支給されます。
- (2) 障害基礎年金
国民年金に加入中に初診日のある病気やケガにより、障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。
- (3) 遺族基礎年金
国民年金に加入中の方が亡くなった場合は、その方に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、又は子）に遺族基礎年金が支給されます。

詳しくは、住所地の市町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/international/index.html> 日本年金機構 検索

年金の加入に関する一般的なお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤルへ」



0570-003-004 (ナビダイヤル)

050 で始まるお電話でおかけになる場合 (東京) 03-6630-2525 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて、日本の公的年金制度である国民年金制度に加入し、保険料を納めることが法律により義務づけられています。（滞在期間に関わらず、日本国内に住所を有する方は日本の公的年金制度である国民年金制度に加入し、保険料を納めることが法律により義務づけられています。）

しかし、保険料を支払うことが経済的に困難な場合、保険料の支払いが「免除」または「猶予」される申請手続きをすることができます。前年所得などを審査して承認された場合は、保険料の支払いが「免除」または「猶予」されます。（この申請手続きは毎年必要です。）

この申請手続きを行うことで、あなたが将来年金を受け取る権利を確保するだけでなく、あなたが万が一、事故などにあい、障害を負ったときに障害基礎年金を受け取ることができる権利を確保することができます。

① 免除（全額免除・一部免除）申請

あなたやあなたの配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

② 納付猶予申請

50歳未満の方（学生を除く）で、あなたやあなたの配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

【申請時の注意点】

● 申請する年度について

- ・免除等の1年度は7月～翌年6月までです。（7月から始まり翌年6月までの1年間です。）
- ・翌年度も引き続き免除等の申請を希望する場合は、改めて7月に申請手続きが必要です。

● 免除等が申請できる期間

- ・過去の年度分……申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。
 - ・今年度分……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。
- ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。

※ 過去の年度分は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）を添付してください。その他、必要な添付書類は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へお尋ねください。

● マイナンバーにより各種手続きを行う場合

申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

- ① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- ② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

【申請書の提出先等】

● この申請書の提出先は、住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。

※ 詳しくは、住所地の市町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせください。

あなたが国民年金保険料の免除・納付猶予を申請する場合、申請書記入例が裏面にありますので、ご覧ください。



日本年金機構
Japan Pension Service

2607 1016 016

記入例

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記入例です。国民年金保険料の免除・猶予を申請する場合、あなたが記入する部分は赤字の部分です。日本語または英語（アルファベット表記）で記入してください。数字はアラビア数字で記入してください。なお、記入内容が不明の場合、日本語での記載をお願いする場合があります。

・「提出年月日」、提出日時点の住民票の住所、あなたの氏名（パスポートに記載のアルファベット表記）を記入してください。

・マイナンバー（個人番号）または基礎年金番号を記入してください（基礎年金番号で申請する場合は左詰めで記入してください）。

・あなた、あなたの配偶者、世帯主（*）を記入してください（今年度分を申請する場合は現在の、過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日の時点のあなた、あなたの配偶者、世帯主を記入してください）。

（*）世帯主：住民票に登録されている世帯の世帯主

・あなた、あなたの配偶者、世帯主が申請年度の前年12月末時点で、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合は「あり」、いない場合は「なし」に○をしてください。

・「あり」に○をした場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。

・全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き申請することをあなたが希望しない場合は、希望しませんに○をしてください。

また、今回納付猶予が承認された場合、次の年度で全額免除基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望しない場合は、希望しませんに○をしてください。

※詳しくは、市区町村役場、年金事務所にお問い合わせください。

あなたが免除・納付猶予申請をするという意思表示の欄です。また、あなたの配偶者と世帯主の記入に漏れないこと、この申請に必要なあなたや、あなたの配偶者、世帯主に関する情報（所得情報等）の確認を日本年金機構に委任することを承諾する欄です。

様式コード		国民年金保険料免除・納付猶予申請書です。	
4	6	3	5
日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日		指定全額免除申請事務取扱者	
以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れないことを申し立てます。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報等）の確認を日本年金機構に委任することを承諾します。		市区町村	
あなたの住所 〒123-4567 TOKYOTO SUBINAMIKU TAKAIDONISHI 1-2-3		日本年金機構	
あなたの氏名 JOHN SMITH		あなたの電話番号 080-XXXX-XXXX	
被保険者氏名 JOHN SMITH		あなたの生年月日 1990.8.10	
あなたの配偶者の氏名 JANE SMITH		あなたの配偶者の生年月日 1990.10.1	
世帯主の氏名 JAMES SMITH		※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。	
特記事項 John Smith, U.S.A. 2026.11.1 John Smith, アメリカから転入 (配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 XXXX-XXXX-XXXX			
免除等区分 1. 全額免除 (保険料全額を免除) 2. 納付猶予 (保険料納付を猶予) 3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要) 4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要) 5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)			
申請期間 令和 2026 年度分			
16歳以上19歳未満の扶養親族 被保険者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり () 人 ない () 人 配偶者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり () 人 ない () 人 世帯主: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり () 人 ない () 人			
特別認定区分 (自治体認定区分) 被保険者: 1. 失業中 2. 天災等 3. その他 () 配偶者: 1. 失業中 2. 天災等 3. その他 () 世帯主: 1. 失業中 2. 天災等 3. その他 ()			
継続希望 1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は () を○で囲んでください。 2. 「1」を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は () を○で囲んでください。			
備考			

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

・あなたの電話番号を記入してください。
・生年月日を記入してください（西暦で記入してください）。

・申請年度の1月1日時点で居住していた国が日本以外の場合は国名を記入してください。（例：あなたが現在は日本に居住、2026.1.1時点はアメリカ合衆国に居住していた場合は、あなたの氏名とアメリカ合衆国と記入してください。）

・あなたの配偶者があなたと国内で別世帯である場合、あなたの配偶者の個人番号を記入してください。

・申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。（例：あなたが2026.11.1にアメリカ合衆国から転入していた場合は、転入した日とあなたの氏名とアメリカ合衆国から転入と記入してください。）

・あなたが免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。

・免除・納付猶予での年度は、7月～翌年6月までです。

（例）令和8年度分（2026年度分）

⇒ 2026.7～2027.6

・過去の年度分は、申請書が受理された月から2年1カ月前まで（すでに保険料が納付された月を除く）まで申請することができます。

・あなた、あなたの配偶者、世帯主が会社を辞めたこと等を理由として申請するときは、会社を辞めた翌日を記入してください。働いていた時の雇用保険の加入について、あり・なしに○をつけてください。ありの場合は失業を証明する書類を添付してください。

事業主の皆様へ

厚生年金保険・健康保険制度のご案内

厚生年金保険・健康保険の加入は、
従業員のみなさまの生活を支えます。



加入の手続き、ご相談はお近くの年金事務所へ

※ 日本年金機構では、将来的な無年金者・低年金者の発生の防止や事業主の負担の公平性を確保するために、適用すべき被保険者がいる事業所への計画的な適用促進を実施しています。

日本年金機構

検索

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構は、公的年金の運営業務を担います。



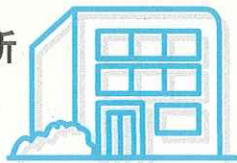
日本年金機構
Japan Pension Service

加入義務について

次の事業所は、厚生年金保険・健康保険の加入が法律で義務づけられています。
(強制適用事業所)

すべての法人事業所

(被保険者1人以上)



個人事業所

(常時従業員 5人以上
雇用している)

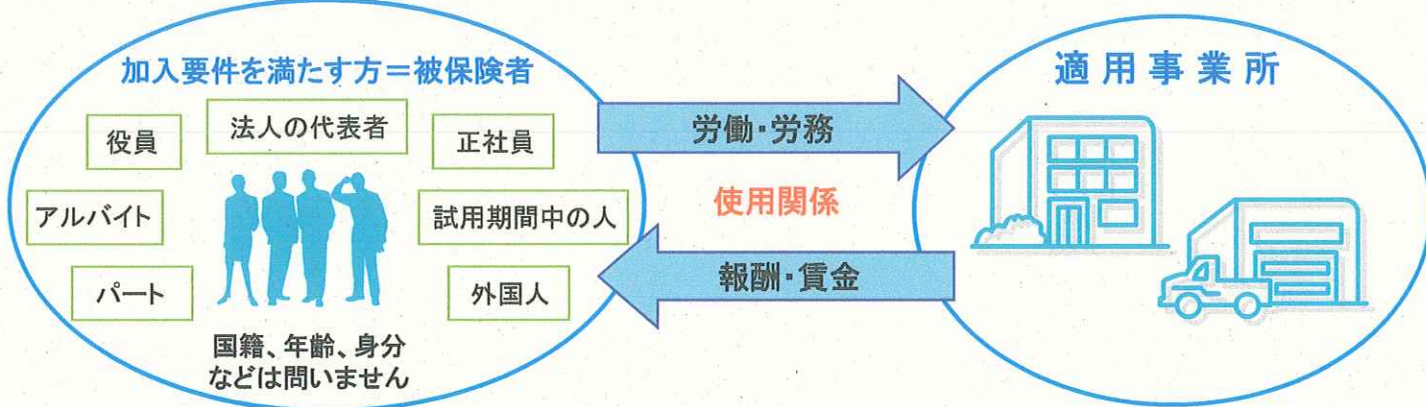


- ※ 法人事業所であっても学校法人の事業所は私立学校教職員共済制度に加入することになります。
- ※ 5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部、農林業、水産業、畜産業などの事業所は強制適用事業所から除かれます。強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険と健康保険に加入することができます。(任意適用事業所)

被保険者とは

厚生年金保険・健康保険では、会社(事業所)単位で適用事業所となり、その事業所に使用される人はすべて被保険者になります。

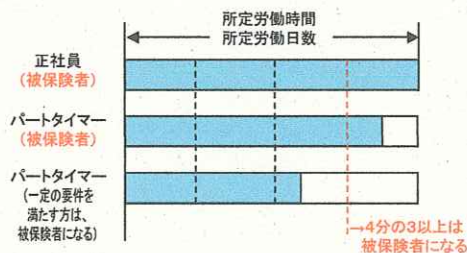
※ 厚生年金保険は、原則 70 歳に達するまでの加入となります。



厚生年金保険・健康保険の加入要件

正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。パートタイマー・アルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者になります。

また、正社員の4分の3未満であっても、50人を超える企業に勤務し、週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす方は、被保険者になります。



年金受給者を雇用した場合

70歳未満で老齢厚生年金(特別支給を含む)を受給している人を雇用した場合でも、加入要件を満たす方は、被保険者になります。

なお、在職中の老齢厚生年金は給料・賞与・年金から算出される1カ月当たりの合計収入に応じて、年金の一部または全部が支給停止になる場合があります。

外国人を雇用した場合

加入要件を満たす方は、国籍を問わず被保険者になります。

試用期間中の社会保険の取扱い

法律上の雇用契約や本人の同意にかかわらず、加入要件を満たす方は、試用期間の当初から被保険者になります。

加入の手続き

厚生年金保険・健康保険に加入するときは、事業主からの届出が必要です。



事業所が加入するとき

新規適用届



被保険者として加入するとき

被保険者資格取得届



被保険者に被扶養者がいるとき

被扶養者(異動)届

※ 詳しい届出の方法や必要な書類などは、年金事務所へお問い合わせください。

なお、日本年金機構ホームページから届書用紙をダウンロードできます。 <https://www.nenkin.go.jp/>

厚生年金保険の給付

厚生年金保険は、被保険者が高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに、請求していただくことにより、年金や一時金の支給を行う制度です。

高齢になったとき <老齢厚生年金>

厚生年金保険に加入していた方が次の条件を満たしたときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。

- ① 65歳以上(60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給も可能)
- ② 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある
- ③ 老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間がある

また、次の条件を満たしている方は60歳から65歳までの間に、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

(生年月日・性別によって支給開始年齢が異なります。)

- ① 60歳以上
- ② 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある
- ③ 老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間がある

60歳

65歳

特別支給の 老齢厚生年金	老齢厚生年金
	老齢基礎年金

障害の状態になったとき <障害厚生年金>

厚生年金保険に加入している間に、初診日(初めて病院に受診した日)がある病気やけがにより障害の状態にあるとき、その状態に応じて給付を受けることができます。

※ 一定の割合以上保険料を納付していた期間等があることが必要です。

障害厚生年金	障害等級 1～2 級
障害基礎年金	障害厚生年金と障害基礎年金の両方が支給されます。
障害厚生年金	障害等級 3 級
	障害厚生年金のみが支給されます。
障害手当金	障害等級 3 級より軽い障害
	一時金として障害手当金が支給されます。

亡くなったとき <遺族厚生年金>

厚生年金保険に加入中の方が亡くなったとき(加入中の傷病がもとで、初診日から5年以内に亡くなったときを含む)、その方によって生計を維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給されます。

※ 一定の割合以上保険料を納付していた期間等があることが必要です。

- 遺族厚生年金が支給される遺族
遺族優先順位の高い方
(年齢等の条件があります。)

① 配偶者または子

② 父母

③ 孫

④ 祖父母

- 子のある配偶者または子には、遺族基礎年金もあわせて支給されます。
(年齢等の条件があります。)

子のある配偶者または子

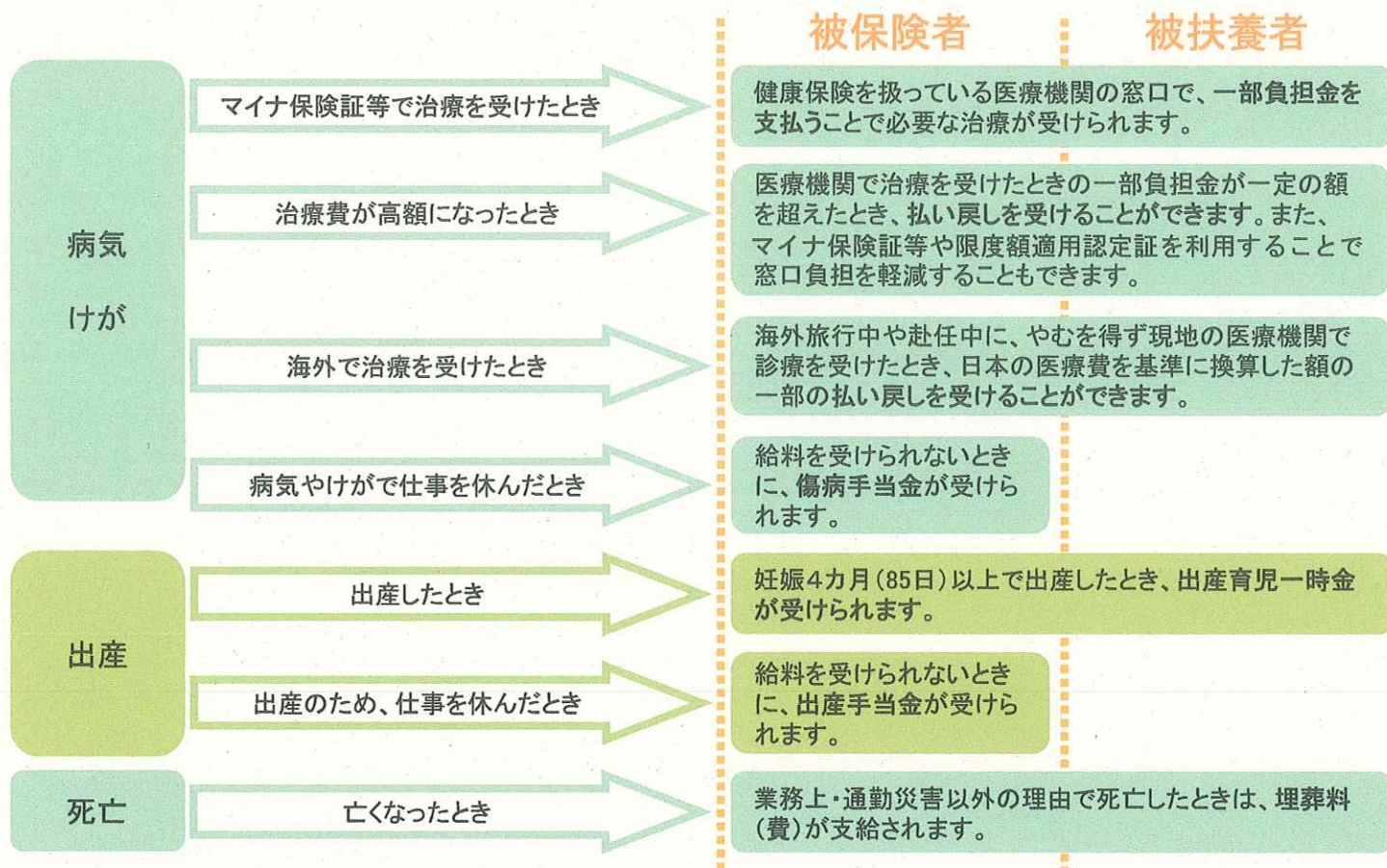
遺族厚生年金
遺族基礎年金

その他の遺族

遺族厚生年金

健康保険の給付

健康保険は、被保険者やその家族(被扶養者)が病気やけが(業務上・通勤災害を除く)をしたときに、申請していただくことにより、医療の給付や手当などの支給を行う制度です。



※ 健康保険の給付を受けるためには、一定の要件が必要です。

健康保険の給付の申請やご相談は、全国健康保険協会の各都道府県支部までお問い合わせください。

詳しい給付内容や申請書・手続き方法等は全国健康保険協会のホームページ(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)に掲載されていますので、是非ご覧ください。

保険料の計算方法

厚生年金保険及び健康保険の保険料は、被保険者が受ける報酬をもとに決められる標準報酬月額に、下記の保険料率を乗じて計算されます。

また、賞与等については標準賞与額に毎月の保険料と同じ保険料率を乗じて計算されます。

■ 標準報酬月額

- 厚生年金保険
1級(88,000円)～32級(650,000円)
- 全国健康保険協会管掌健康保険
1級(58,000円)～50級(1,390,000円)

■ 標準賞与額

賞与等の支給額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

■ 保険料率 (保険料率については、今後、変更されることがあります。)

- 厚生年金保険
1000分の183.00
- 全国健康保険協会管掌健康保険
各都道府県別に定められています。詳しくは、全国健康保険協会の各都道府県支部へお問い合わせください。
- 子ども・子育て拠出金
年度ごとに定められます。詳しくは日本年金機構ホームページの「厚生年金保険料額表」に掲載されていますので、ご覧ください。

保険料は事業主と被保険者がそれぞれ半分ずつ負担し、事業主がまとめて年金事務所に納付します。

なお、子ども・子育て拠出金は児童手当の支給に要する費用等の一部として、事業主が全額負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)

詳しくは、年金事務所へご相談ください。

厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

国民年金第3号被保険者 ローマ字氏名届

【**手続概要**】

外国籍の従業員を採用した際、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、個人番号制度の対象外である方については、資格取得届等とあわせて「ローマ字氏名届」の提出が必要です。

※他に厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届が対象となります。

【**添付書類**】

不要

【**提出先**】

事務センターまたは管轄の年金事務所

【**提出方法**】

電子申請、郵送、窓口持参

【**留意事項**】

1. 届出には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。
2. 届出後も、機構から送付する通知書や資格確認書はカナ氏名で表示されます。
3. 厚生年金保険被保険者資格取得届等を電子申請により手続きされる場合に限り、当該届等の電子添付書類として画像ファイル（PDF形式・JPEG形式）による提出ができます。なお、当該届等を電子媒体申請により手続きされる場合は、紙媒体での提出をお願いします。

様式コード
22073



厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

① 令和 6 年 1 月 4 日提出

事業所整理記号	200-ケマ	事業所番号	9999
事業所所在地	〒168-8599 東京都杉並区高井戸1-2-3		
事業所名称	株式会社 健保産業		
事業主氏名	厚年 良子		
電話番号	03 (1234) 5678		

日本年金機構 受付印

社会保険労務士記載欄 氏名等

A 基本情報	① 基礎年金番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0									
	② 性別	4 1. 男 2. 女	③ 生年月日(西暦)	2 0 0 0 0 1 0 1				④ 住民登録の有無	5 1. 無 2. 有		
	⑤ ローマ字氏名	(フリガナ) ホン キルトン (ローマ字) ⑥ HONG KILDONG								⑦ 関連届書使用氏名	☒

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄にご記入ください(記入は任意です)。

B 漢字氏名・通称名	⑥ 漢字氏名	(フリガナ) コウ (氏) ⑧ 洪	(名) キツドウ 吉童	⑦ 関連届書使用氏名	☐
	⑦ 通称名	(フリガナ) ジュウキ (氏) ⑨ 住基	(名) タロウ 太郎	⑦ 関連届書使用氏名	☐

※「ローマ字氏名」をお持ちでない場合は、その理由をチェック☑してください。

C 理由記入欄	☐ 短期在留者であるため
	☐ 海外に住所を有している者であるため
	☐ 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため
	☐ その他 理由 ()

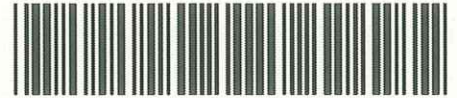
【記入上の注意】

- 「④住民登録の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同一フリガナを記入してください。
- ローマ字氏名は、在留カードもしくは特別永住者証明書または住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については「⑤ローマ字氏名欄」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「C理由記入欄」にその理由を記入してください。
- 関連届書使用氏名のチェック欄は、被保険者資格取得届等に使用している氏名にチェック☑してください。

記入例

- 届書提出日を記入してください。
- 事業所整理記号、事業所番号を必ず記入してください。
- 事業所所在地等、事業所情報を記入してください。
- 該当する番号を○で囲んでください。
- 日本で住民登録されていない方は「1. 無」を、されている方は「2. 有」を○で囲んでください。
- 在留カード(または特別永住者証明書)または住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。
- 同時に提出する被保険者資格取得届等に使用している氏名にチェック☑してください。
- 住民票に漢字氏名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です)
- 住民票に通称名の記載がある方は、記入してください。(記入は任意です)
- 在留カード等を持っていない等の理由により、ローマ字氏名をお持ちでない場合は、該当する理由にチェック☑してください。

様式コード
22073



厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

令和	年	月	日提出
事業所 登録記号			事業所番号
提出者記入欄	事業所所在地		
	事業所名称		
	事業主氏名		
	電話番号	()	
日本年金機構 受付印			
社会保険労務士記載欄 氏名等			

A 基本情報	① 基礎年金番号										
	② 性別	1. 男 2. 女	③ 生年月日(西暦)	年	月	日	④ 住民登録の有無	1. 無 2. 有			
	⑤ ローマ字氏名	(フリガナ) (ローマ字)					関連届書 使用氏名	☐			

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄にご記入ください(記入は任意です)。

B 漢字氏名 通称名	⑥ 漢字氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	関連届書 使用氏名	☐
	⑦ 通称名	(フリガナ) (氏)	(名)	関連届書 使用氏名	☐

※「ローマ字氏名」をお持ちでない場合は、その理由をチェック☑してください。

C 理由記入欄	☐ 短期在留者であるため
	☐ 海外に住所を有している者であるため
	☐ 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため
	☐ その他 理由 ()

【記入上の注意】

- 「④住民登録の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同一フリガナを記入してください。
- ローマ字氏名は、在留カードもしくは特別永住者証明書または住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については「⑤ローマ字氏名欄」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「C理由記入欄」にその理由を記入してください。
- 関連届書使用氏名のチェック欄は、被保険者資格取得届等に使用している氏名にチェック☑してください。